

# 最低税率」を提案

## 来年の合意目指す

は11月8日、設ける案を公する低税率国をともに、企業下げ競争にも目指し、世

国が独自に決シンガポール世界中の企業国内企業の海外余儀なくされ、下げ競争が起わって法人をそれまでの。しかし経団で依然高い」上がっている。を最大限に利用アマゾン・フェするグローバル小国に子会社を益を逃がすこと。こうした企

業の税逃れに対しては、16年の「パナマ文書」などで規制を強化すべきとの声が強まり、枠組

みづくりに向けて議論が進んできた経緯がある。現在、OECDが検討しているのは、世界共通の法人税の「最低税率」を設定し、それを下回る国で税を取めた企業については、最低税率との差額分を本国の親企業に合算して課税するというものだ。具体的な税率は示されていないが、おおよそ15%程度になるのではないかとの見方が強い。

今後の議論で論点になりそうなのは、最低税率を「国地域別方式」にするか「世界方式」にするかだ。国・地域別方式では、複数の国に子会社を置いている場合、そのうち1つでも最低税率を下回る国があれば、追加課税が行われる。一方の世界方式では、子会社のある全ての国の税率を平均して最低税率を下回った時にのみ課税が行われるため、著しく税率の低い国に子会社を置いても課税されない可能性がある。現状で12.5%の税率を設定しているアイルランドなどは世界方式の採用を支持するが、法人税率引き下げ競争の実効性が薄れることを嫌うドイツやフランスは国地域別方式を求めている。

世界共通の税率を作る案はこれまでもたびたび議論されてきたが、それぞれの国益の対立などからまとまることはなかった。来年の合意に向けても乗り越えるべき壁は多いことが予想される。

5650件で、このうち4367件で何らかの非違を指摘された。調査に占める非違の発覚割合は28%。

この割合は調査全体の非違発覚割合

# 首都圏事業支援機構がセミナー 経営強化法の 即時償却を徹底活用

NPO首都圏事業支援機構(上野良治理事長)は10月29日、アレシア税理士法人の田本啓税理士(写真)を講師に迎え、中小企業等経営強化法に基づく即時償却制度を学ぶセミナーを都内で開催した。



中小企業等経営強化法に基づく即時償却は2021年3月までの時限措置で、機械・設備などへの投資の費用を一度に全額損金算入できる制度。通常の税務処理では機械や設備の種類ごとの耐用年数に応じて支出額を償却しなければならず、多くの利益が見込める年に高額な投資をしてもその年に経費にできる額は支出の一部にとどまるが、この制度を適用すれば「設備投資が年末でも、その全額を所得から差し引ける」(田本氏)というメリットがある。

田本氏は同税制の所得圧縮効果の高さを繰り返し述べたうえで、「他の専門家と一緒にやって業務に取り組むことで、顧問先ごとの状況に沿った提案につなげることができる」と語り、参加者に対して他事業者と連携して業務にあたることを勧めた。

また、顧問税理士に代わって一部の手続きをNPO首都圏事業支援機構が行っている事例があることを紹介し、「メーカーや施工業者とも連携し、中小企業に節税効果や投資効果の高い提案をする仕組みが必要」と参加者に伝えた。

証券の配当や売却益など海外資産から生じた所得

※ 田本 啓 税 理 士